

岡山県議会委員会条例の一部を改正する 条例 【条 例】 ○ 岡山県議会委員会条例の一部を改正する 条例 【解 説】 ○ 公布した条例の解説		目 次	岡山県公報	
			発行 岡山県	
				
議会事務局議事課		担当課（室）		
総務学事課				
			目 次	
			担当課（室）	

平成 2 7 年 5 月 1 5 日 岡山県公報 号外

岡山県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年五月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第四十四号

岡山県議会委員会条例の一部を改正する条例

岡山県議会委員会条例（平成四年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第四号中「十人」を「九人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(解
説)

◎ 岡山県議会委員会条例の一部を改正する条例について
議員の定数の減少に伴い、常任委員会の委員の定数を改めたものである。